

新旧対照表

○千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

改正後	改正前
<p>(書類及び帳簿の備付け等)</p> <p>第二十七条 受託者は、その事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 信託行為及びこれに附属する書類 二 利害関係人の名簿及び履歴書 三 処務日誌 四 運営委員会等の議事に関する書類 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 六 資産台帳及び負債台帳 七 官公署往復書類 八 その他必要な書類及び帳簿 <p>2 受託者は、第一項各号に掲げる書類の備付けに代えて当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付けを行うことができる。この場合において、当該受託者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより備付けを行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 作成された電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法 一 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法 <p>3 受託者が、前項の規定により電磁的記録の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。</p>	<p>(書類及び帳簿の備付け等)</p> <p>第二十七条 受託者は、その事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 信託行為及びこれに附属する書類 二 利害関係人の名簿及び履歴書 三 処務日誌 四 運営委員会等の議事に関する書類 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 六 資産台帳及び負債台帳 七 官公署往復書類 八 その他必要な書類及び帳簿 <p>2 受託者は、第一項各号に掲げる書類の備付けに代えて当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付けを行うことができる。この場合において、当該受託者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより備付けを行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 作成された電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法 一 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法 <p>3 受託者が、前項の規定により電磁的記録の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。</p>